

## 吹田市総合計画審議会（基本計画・第3回）

開催日時 平成17年8月1日（月）午後3時00分～午後5時00分

開催場所 吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

議事内容 1 吹田市第3次総合計画基本計画（部門別計画）[案]について  
2 吹田市第3次総合計画基本計画（地域別計画）[案]について

出席者（委員）石森秀三 浜岡政好 衛藤照夫 大内祥子 三輪信哉 宗田好史  
和田葉子 生野秀昭 木村 裕 倉沢 恵 神保義博 豊田 稔  
中本美智子 筏 隆臣 蒲田雄輔 鮫島 匡 前田武男 山口克也  
伊東利幸 河野武夫 河井明子 内山實嗣 坂本富佐晴 西岡昌佐子  
大下達哉  
（欠席5名）

（事務局）清野助役 山中部長 岸次長 池田総括参事 宝田参事 稲田主査 岡松係員  
（関係室課）市民文化部 文化のまちづくり室 小西参事  
（傍聴人）1名

### 議事要旨

#### 1 吹田市第3次総合計画基本計画（部門別計画）[案]について

（事務局）

（配付資料 資料 - 22、23、24、25の説明）

（会長）

この部門別計画については、本日の審議会で検討を終了したいと思うので、何か気付いた点等あれば本日中に十分な議論、検討をして頂きたいと思う。

（A委員）

「第2章」の「第1節」の「動向と課題」の4について、私自身は現在、亥の子谷のコミュニティ協議会に携わっている当事者として、今の指定管理者制度の導入問題も含め、この辺のところを更に修正して頂きたいと思い、私なりに書いたものを事務局に渡している。「動向と課題」の4のアンダーラインのところに関して私なりの意見を足すと、「本市は、これまでにコミュニティセンターを2館建設し、地域住民によるコミュニティ協議会の運営により、コミュニティの醸成・活性化と、市民主体の多様な地域活動における広域拠点としての取組みを図ってきました。また、市民センターや市民ホールなど、地域に密着した近隣コミュニティ施設の整備に努めてきました。今後は、これら施設の管理について指定管理者制度が導入されるに伴い、地域住民との協働による管理と運営を推進するとともに、施設への交通の利便性等も考慮し、市民活動と情報発信の拠点としての整備・充実を図る必要があります。」となる。「運営」という言葉が随所にあることが気になる。はっきり言って協議会の運営は、極端に言えば100%あるいは99%住民が行っている。管理自体は市から非常勤職員の方が派遣され、センター全体として管理して頂いている状況であ

る。だから指定管理者制度により変わることは運営ではない。管理が指定管理者制度の対象であると我々も理解している。実は4月中に指定管理者を受けるために申請書類を提出する必要があり、JR以南と合わせて我々も必要な申請書類を提出した。千里ニュータウンの市民ホールや市民センター等は貸し館業務であり、従来から管理だけを行っている。ただしこれ以外の場合は、管理プラス我々住民が行っている運営がある。それは指定管理者制度の対象とはなっていない。ただし我々住民の団体を指定管理者に指定するので引き続き協議会の運営を今後ともよろしくお願ひし、行ってほしいという制度であると理解している。その辺のところをもう少しきちんとしてほしい。「市民センターなど広範な市民が利用する広域施設と、地域に密着した近隣施設の両面にわたって」とあるが、私の理解は市民センターや市民ホールは近隣に密着したものであり、コミュニティセンターは2館しかないが、これが広域の施設である。その辺のところも明確にして頂きたいと私なりに感じている。

(事務局)

この中の表現であるが、「市民センターや市民ホールなど、地域に密着した近隣コミュニティ施設」と記述されている。行政の位置付けとしては、コミュニティセンターは全市に2館しかないが、この2館と市民センターそのものも広域施設と位置付けている。

(A委員)

コミュニティセンター構想の中での私なりの解釈である。我々コミュニティセンターの当事者としては、コミュニティセンター構想に盛られている説明から「市民センター」と「コミュニティセンター」とは地域性が違うと理解している。

(会長)

事務局サイドと、A委員の認識に違いがあるので、他の委員の方で何か意見があれば頂きたい。

(A委員)

「市民センターなど広範な…」というところは、改めて確かめて頂いた上で記述をお願いする。市民ホールが千里ニュータウンには9館あったと思う。せつくなので、その辺のところをもう一度確かめて頂いた上で記述してほしい。

(会長)

今問題になっている「指定管理者制度の導入」という点について、何かあるか。

(B委員)

施設のあり方、実際の施設のネーミングの持つ性格について考え方のずれがあると思う。指定管理者制度の問題を含め、各施設の問題については、各部署において検討中であると思う。「今こうであるべきだ」ということをまだ言い切れなところがある。しかも問題は施設の名称について、我々吹田市に長く住んでいる者でも疑問に思う言い方がいろいろ出てくる。だからこの機会にできればすっきりする方法も合わせて取りながら、もう後2、3ヶ月の問題ではないかと思うので、その間に最終修正をきちんとして頂くということでしょうか。

(会長)

ただいまB委員からこれらの施設について、現在指定管理者制度は吹田市だけの問題ではなく全国的に大きな問題になっているものであるが、これの扱いをどのようにするのか個別で検討中であるという指摘があった。総合計画審議会の位置付けというものは、あまり直近の問題に大きく出すぎると様々な不都合が生じる。ただいまのB委員の指摘について、合わせて何か意見はあるか。

(C委員)

コミュニティセンターと市民センターとは基本的に違う。コミュニティセンターは、地域が主体的に運営に携わる。市民センターは貸し館であり、地域の運営審議会などはない。そのような点では基本的に市民ホールなどと性格は違うと思う。この文章の中で市民センターとコミュニティセンターが同列に受け止められるという点でA委員からの危惧が出ているのではないかという感じがする。例えばコミュニティセンターを表現するときに「地域が主体的に運営に参画してきたコミュニティセンター」などの文言をきちんと入れることにより、そのような区分けをきちんとしていると誤解がなくなるのではないか。

指定管理者制度については法改正の問題である。一地方自治体として避けて通ることができない問題である。ただ、指定管理者制度が導入された後に、先ほどコミュニティセンターの特徴である地域が主体的に運営に参画してきたことをどのように担保するのかということが新たな課題としてあると思う。ただそこまで総合計画の中にも書けるかどうかという問題はあると思うが、その点での現場の意見、危惧、不安は実際にあると思う。地域が主体的に参画できるシステムを考えていくという点でも、もう少し表現の工夫が必要ではないかという提案をさせて頂きたいと思う。

(A委員)

今の運営の問題などに関してであるが、コミュニティセンター条例は3月の議会で改正されている。今回指定管理者制度の申請を受けるにあたり、JR以南の方とも意見調整させて頂き要望書を提出した。総合計画でも、今検討されている自治基本条例でもそうであるが、市民の参画、協働ということが盛んにうたわれ、今後市民自治が求められている。実際に従来から運営に携わっている2つしかない協議会に対して、いわゆるコミュニティセンター条例が改正されているときに何も参考意見を求められなかった。我々当事者としては残念であるということで、今後はその辺のところをよろしく願いますという要望書を申請書と一緒に提出した。実態はそのようなところもある。それが今指摘にあった危惧であり、我々としては役員の中で持ち合わせているということを理解して頂きたい。

(会長)

ただいまの議論で様々な問題があるということがわかった。他に何かこの件に関して意見はあるか。

(D委員)

千里ニュータウンに住んでいる。コミュニティセンターが本当に早く千里ニュータウンにほし

いという立場から意見する。コミュニティセンターの運営費用は、役所から出ている。市民ホールは千里ニュータウンにしか無いものである。いわゆる管理の費用は別であるが、運営費については予算的なものがないということで支給されない。使う方にすると貸し館しかできないという状況である。本来なら運営に関わる費用等が出ると、いろいろなことが地域の方でもできると思う。やはり今まで貸し館としてきたが、地域住民が本当にいろいろな活動ができるような工夫をして、それほど大きな額ではないと思うが予算措置を行う方向で市民ホールを考えて頂くか、コミュニティセンターを昔6ブロックに1つという計画をしたが、なかなかそこまで行かない。どちらかを早く進めなければならないと思う。今のところ各地区の公民館だけにしか運営費用を出していないということで、千里ニュータウンの各地区において自分たちで運営を行いたいという要望が出ている。貸し館にしているのは金銭面において、貸し館だけしか方法がないということであるので、将来的には運営費用も出るような方向で検討してほしいと思う。

(事務局)

「第2章」の「第1節」の「動向と課題」の4のアンダーラインを引いている以降であるが「今後は、施設への交通の利便性等も考慮し、既存施設の活用等も含めて、活動の場と情報の拠点の充実を図る必要があります。」とある。現在のコミュニティセンターは、福祉の拠点という性質も持っているので、デイサービスセンターなども含めた施設になっている。そのようなものについては、コミュニティセンターそのものを見直していく。コミュニティ施設としては、今の意見にもあるように単に貸し館ではなく、住民の人たちが協議会という組織をつくり、そこがいろいろな事業を組み、活動の場になるような施設に切り替えていく必要があるのではないか。施設が無いところについては新たにそのようなものをつくっていく必要があるのではないかという考えから、一応ここでの表現は既存のコミュニティセンターと同じ形ではないが、そのような活動の拠点になるところを既存の施設を活用しながら整備を行うと記述しているのである。アンダーラインの部分である「施設の管理運営が指定管理者制度に移行する中で、地域住民との協働による効果的な運営により一層努めるとともに」については、指定管理者制度に変わってもその運営が変わることがないように、今の形態をもっと発展させていきたいということでの表現をしているつもりである。もう少し補強が必要であれば行えばよいと思うが、一応このような趣旨でこのような表現にしている。先ほどB委員から指摘のあった、広域施設あるいは近隣施設について、行政が区分けをしているだけで、どのようなものなのかよくわからないということもあるので、施設の内容、現在の管理のあり方なども含めて一覧にした資料を提出したいと思っている。地域別計画を次回以降検討するときには、どうしても施設の配置計画が必要になってくるので、次回以降にそのようなものを提示しようと思っていたが、それを整えて地域別計画の中で検討を行えばどうかと考えている。

(会長)

A委員、C委員、D委員から指摘頂いた吹田市の問題を考えると大変重要な点でもある。A委員からは文章でそのような提案をいただいている。恐縮ではあるが、会長と副会長とで個別に見させて頂き、実情をもう少し詳しく調べ、指摘の点で文言をもう少し整えるべき点があれば現在の案に加えさせて頂きたいと思う。それでよろしいか。ではそのようにさせて頂く。他の点について何か意見はあるか。E委員からも詳細な提案がされているが。

( E 委員 )

細かい点について指摘したが、大筋としては仕方がないと思っている。ただ、少し不満がある。環境について、今よりもよくなる方向にいかないかということできいろいろ提案させて頂いた。文字としてはやはり新しい緑をつくるという言葉は書きにくいのかと思い、仕方がないのではないかと思っている。以前にまちなみを文化財として何とかならないか、という意見について取り入れているという説明があった。何か弱い気がするが、よい表現が浮かばない。特にまちなみについては景観の方でふれているという説明だったので、景観の部分を読んだが、景観というものはやはり見かけだけあり、文化財としての景観ではないように感じられた。だからまちなみを文化財とするということは、見かけだけではなく中身も重要であるので、何か取り入れられないかと思う。似たようなことで、垂水の滝を何とか復活できないかということについては、まちづくりそのものが入ってくる。例えば、滝を復活させるには水を流さなければいけない。水を確保するためには雨水を活用したり、生活用水を循環したり等いろいろ考えなければいけない。その辺を文章として入れるには難しかったので入れなかったのかと思っている。誰かこのようにするとよいという案があると入れるとよいと思うが、無ければ仕方がない。その辺は地域別のところで考えて頂けないかと思う。

( 会長 )

特に今の指摘のあった緑の増加、自然環境の創造やまちなみの文化財としての位置付け等、大変重要な課題である。全体的な修正等は少し E 委員の指摘からすると、少しトーンが抑えられたような気がする。その辺については地域別のところで特に「まちなみ・景観」といった問題については配慮されることが必要ではないかと思う。その他何かあるか。

( A 委員 )

情報のところで修正というか文言を自治基本条例と合わせて頂いたことについては特に意見はない。述べさせて頂くとすると、歩車分離のところである。私の認識不足かもしれないが、歩車分離信号そのものは既に吹田市でも結構あるのではないかと思う。ただその安全を守るだけのソフトが整備されていないために左折時や右折時の事故の原因につながっているのではないかと思う。歩車分離信号というものは更にもっと特別なシステムなのか。大体の大きな交差点では、車用と歩行者用の信号は別の形でそれぞれ設けられている。そのソフトが十分機能していない。歩行者だけが青信号で左折や右折をしてくる車を制御するようところが十分に機能していなかったりする。あるいは車でも右折するところでも、なかなか右折できないところが千里ニュータウンの中でも結構あるが、最近では改善されてきている。

( F 委員 )

歩車分離信号の場合は完全に指示が出る。矢印もはっきり出るので絶対に車と人がぶつからないような関係になっている。

( 事務局 )

スクランブル式の信号も歩車分離信号の一種である。だから車両と歩行者が交差しないように制御をした信号である。

( A 委員 )

だから現在でも、歩行者を青信号とした場合、車は赤信号となるようにすればよいのではないか。

( G 委員 )

歩車分離というものは、そのシステムを言っているのである。青信号を別々に出す信号を歩車分離信号と言っているのである。

( 事務局 )

吹田市の中には 24 カ所の歩車分離信号がある。それほどたくさんあるわけではない。

( 会長 )

A 委員、他の点であるか。

( A 委員 )

「第 6 章」の「第 3 節」の「計画」の 1 の ( 4 ) の「マンション管理セミナーの開催」について、確かに開催は必要である。私もマンション住まいであるが、内容が問題だと思う。「マンション管理士」というものが数年前から国家資格としてできた。ところが失礼であるが、どちらかと言えばそれに合格されている方は、宅建の方や一級建築士の技術関係の方で、我々マンションに携わっている理事長など役員の方は結構不合格となっている。その辺のところのマンション管理セミナーを実施する内容や人材について、これからのマンション建替え問題も含めて支援が必要な箇所であり問題ではないかと思う。

( 会長 )

とりあえず文言上としてはこれでよいか。あまりこれにセミナーそのものにいろいろ条件を付した文言を書き込むのもどうかと思う。実際に実施にあたっては、そのような点について、当然配慮されるであろうということによろしいか。全体を通して、部門別について他に何かあるか。

( H 委員 )

前回の全体会議で資料をお願いし、今回提出して頂いている ( 資料 - 24 ) の「( 仮称 ) 吹田市文化振興基本条例」策定に向けた取組」について確認したい。「( 仮称 ) 吹田市文化振興基本条例専門検討委員会」というものを設立し、順次、精力的に基本条例の作業をされていることはここでわかるが、この構成委員について若干質問して部門別計画で反映したいと思っている。この検討委員会の構成メンバーとして、文化専門家が 2 人、学識経験者 5 人、公募市民 2 人、市民文化部長、社会教育部長とある。市民文化部長と社会教育部長の 2 名は別とすると、残り 9 名の構成委員の中において、当然吹田市の今後の文化行政の中では、「井の中の蛙大海を知らず」ということで、吹田市の文化にとって外国の人から見た文化発展、保持という点について意見を聞く機会が極めて重要な段階にきているということは指摘されている。この構成委員の中では、どのような取組をされているのか。構成メンバーと今日までのこの方の意見を拝聴した内容をわかる範囲で説明をお願いしたい。

(事務局)

資料は市民文化部の方をお願いして提出頂いた。委員の構成等そこまでは把握していない。ただいまから問い合わせをして本日の審議会で報告したいと思う。

(H委員)

当然この資料を要求された以上は、所管の方々がどこか別室に待機されているのかと思いつつ質問している。

(事務局)

急であり事前に依頼していないので、担当者が出席できるかわからないが、依頼してみる。

(H委員)

時間が切迫しているので、あまりことを改めて責任を追求するわけではない。この資料を要求した以上は、それなりに指摘があるだろうと思い、これだけの(資料-24)として裏表6ページもある資料をつくられていると思った。まずメンバー構成は井の中の蛙なのか。文化について国際都市を目指している吹田市でなければならないというのが大きな理想である。外国籍の方が吹田市の文化をどのように考えているのか、今後どのようにあってほしいのかという意見聴取をしていると踏み、この方の意見を聞きたいと思っている。早急にその辺のメンバー構成と、もしその中に外国籍の方がいるのであれば、その方の意向が今回の策定にどのように反映されていくのかについてよろしくお願ひしたいと思う。これが1点目である。2点目は今後文化行政を推進していくためには、吹田市の予算措置等々について、重要な予算措置をしていかなければならないと思う。吹田市あげて、吹田市、事業者、市民の三者一体となつての文化行政の運営確立が極めて重要な段階に位置付けられている。そこで吹田市の予算措置は別として、商工会議所等々に加入する企業に文化事業に対する費用捻出をお願いし、吹田市あげての文化向上をしていかなければならないと強く思っている。そこで構成メンバーの中に企業の方はいるのかどうか。もしなければ企業の方の企業メセナに関わる意見聴取はどこで行い、どのように反映されるのか聞きたいと思う。企業メセナに対する記述を「第4章」の「第4節」のどこかに入れる必要があるのではないかと私は思う。

(会長)

H委員からの指摘の中で、特に外国籍の市民については、「第4章」の「第5節 国際感覚豊かなまちづくり」の「動向と課題」「基本方向」「計画」に盛り込まれているところである。もうひとつの指摘である企業メセナの問題については、「第4章」の「第4節」の「計画」に「1 文化の振興」とあるが、必ずしも十分に書き込みがなされているところではないかと思う。私自身は大阪府の文化振興条例をつくるときの会長を務めさせて頂いた。今年3月に「大阪府文化振興条例」として制定された。吹田市の方については、私どもの博物館の教授が委員を務めさせて頂いている。この人は企業メセナ等の研究の専門家であり、H委員の指摘の点について、特段の意見を盛り込んでいと聞いている。

( B 委員 )

私も H 委員と同じように、吹田の文化をととても大切にしたい。そして今後の文化をどうするかという問題が大変多いことを感じている。なんとなく全国的に漂う文化のあり方よりも、もう一步発展した文化というものが吹田の中でつくれるのではないかと常日頃いろいろ考えている。ただ行政の中での文化の扱い方について言うが、文化というものをどうするかについては市民文化部が担当だと思う。市民文化部は文化施策を行っているが、やはり全般的なものであり、本当にいわゆる文化の質という問題をどうするのか、というところまでなかなかいかない。全般的な文化振興を考えて頂きたい。せっかくのチャンスに、しっかりした「文化」という吹田の考え方、位置付けをはっきりしようとしていることについては賛成である。しかし、今の段階で条例を考える人たちの委員が誰でも、そのようなことは問題ではないのではないかと。

( 会長 )

ちょうど担当の方が来たので、直接聞くことにする。委員の構成として外国人の方も入っているのか。

( 関係室課 )

専門検討委員会の委員は 11 名で構成されている。外国籍の方としては、学識経験者で大阪学院大学の国際学部教授のスイス人であるシルヴァン・ギニャール氏に参加頂いている。

( 会長 )

企業関係についてはどうか。

( 関係室課 )

企業関係については、市民文化部長が入っている。市民文化部の中に産業労働室というものがあり、その企業関係については部長からその辺の専門的なことも答えられるのではないかと思ひ、入らせて頂いている。

( H 委員 )

B 委員の意見は意見として拝聴させて頂く。最終的に出席しているメンバーをどうこうする気はない。その中に外国籍の方がいた場合、その人は極めて重要な意見を持っていると思うので、その意見はどのような形で吹田に反映されているのかということを知りたい。(資料 - 24) の「( 仮称 ) 文化振興基本条例に盛り込むべき事項」の「( 2 ) 事業者の役割」として「事業者( 企業、学校、公益法人その他の民間団体をいう。 ) は基本理念に基づき、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動の支援に努めるものとする。」という事業者の役割を、この盛り込むべき事項としてあげられている以上、市民文化部の部長から企業の考え方あるいは企業メセナの取組方について、どうか聞いた結果を専門委員会で発表するような、まわりくどく安っぽい仕方をしていることそのものがあまりうなずけない。もしも間に合うなら今後の文化行政の確立のために、企業メセナを代表する商工会議所の代表の方を選ぶことが、吹田の今後のためによいのではないかと考えているだけである。



( B 委員 )

今委員会が進んでいるわけである。おそらく案についても条例発表前の段階において問い合わせがあると思う。そのときにいろいろ意見を具体的に言えばよいのではないか。

( 事務局 )

条例の検討そのものは別の場で行われている。その検討委員会が最終的なとりまとめをしたときに、行政として市民にこのような条例の考え方でよいかどうかをパブリックコメントという意見聴取の方法が取られる。そのときに事業者に対してどうか、市民の方に対してどうかを意見聴取するので、そこで意見ををお願いするという意味だと思う。そのようなことは十分に今後行っていくことになると思う。今後の予定についての説明をしなかったのでわかりにくくなっているが、( 資料 - 24 ) の「( 仮称 ) 吹田市文化振興基本条例」策定に向けた取組」の「 3 . 今後の予定」であるが、パブリックコメント、講演会及びシンポジウムの開催として、皆さんの意見を聞く場を設定していく計画をしている。

( 事務局 )

ただいま H 委員から頂いた意見については、今後文化振興基本条例を策定していく過程の中で、総合計画審議会の中でこのような貴重な意見を頂いていることは、担当部に私の方からきちんと指示をし、十分配慮し検討するように伝えるのでよろしく願います。

( H 委員 )

問題を取り違えているのではっきりしたい。あくまでもパブリックコメントとして、市民の方にいろいろ意見聴取されることはよい。部門別計画〔案〕を策定している中で、我々総合計画審議会のメンバーとして、知っておかなければならない事例を整理した方がよいと言っているのである。

( 会長 )

H 委員の指摘の件について、現在の部門別計画〔案〕の中で必ずしも( 資料 - 24 ) の「( 仮称 ) 文化振興基本条例に盛り込むべき事項」の「( 2 ) 事業者の役割」が今現在の部門別計画〔案〕では少し不明確な感じがする。今、文化創造産業ということが言われているが、大阪府文化振興条例をつくったときに、大阪府庁内で私は文化創造産業について相当主張もし、書き込むつもりにしていた。大阪府生活文化部が作成していたのだが、商工労働部の方が反旗をひるがえし、文化創造産業という内容に踏み込むということが庁内的に問題となり、あまり書き込めなかった。これは総合計画であり、特に「第 7 章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり」という点でここではむしろ扱えることでもある。H 委員からの指摘と合わせて、「第 4 章」のところでもう少し事業者の文化振興における役割と、「第 7 章」で様々な新しい産業振興という文化創造産業について、もう少し文言的に入れられるかどうか検討させて頂きたい。その他の点で何かあるか。

( I 委員 )

今までの議論の過程の中で何度も意見したが、入っていないのですぐに文章の文言を書いて下さいと言うつもりはないが、検討する段階において皆さんに聞いておいて頂きたいという思いで

話をする。今回、知床が世界遺産に指定された。実は民間の雑誌であるが今後世界遺産になる可能性のあるスポットベスト 60 という特集があり、そのうちの 30 まで内容を詳しく取り上げ紹介されている。その中に大阪城が入っている。それに加えてとうとう太陽の塔も入った。つまり雑誌の編集者の目から見て太陽の塔が持っている大阪万博というものが、20 世紀の歴史の中で非常に大きなインパクトがあり、そこから発信された国際交流や芸術の意味などが世界遺産に相当すると考える方がかなり出てきた。そのような中で他の 29 は、ほとんど地元の自治体が活動を行っている。唯一民間の NPO が行っているのが大阪の太陽の塔であるということが出てきた。そのようなことがあるので、吹田市も太陽の塔の世界遺産化に関することについてもう少し真剣に取り組んで頂きたい。吹田市の中にあり、それが今世界遺産になるかもしれないということが出てきているので、全くこの市庁舎の中にいる方々も総合計画の審議会のメンバーになっている方もそのものの価値等に関し認識されていないのであれば、文化振興基本条例などをつくる前提から外れてしまうので、その辺をきちんと認識して頂きたいということである。もうひとつ、阪口市長が岡本敏子さんを訪ねたときに、「明日の神話」という岡本太郎の最大の傑作と言われている絵をメキシコから日本に引き取り愛媛県東温市で修復しているそうであるが、「それを吹田市に下さい」ということを岡本敏子さんに申し込まれたという話は事実として聞いている。「吹田市のどこかの場所に一種の美術館としてつくりたいから是非下さい」と言っていたと聞いた。ただし吹田市だけではなく広島市も含めていくつかの都市からオファーがあるので、具体的にどこに決まるのかに関しては今の段階では全くはっきりしていないが、そのような事態があるということを知っている。「第 4 章」の「第 4 節」の「計画」の「2 文化を育む環境づくり」の中で「芸術文化施設の整備など」という言葉が少し入っている。そのようなことも含め、少し念頭において、このような言葉が入っているのか、いないのかについて事務局から話を聞きたい。

(会長)

世界遺産についてはすぐにこの部門別に書き込めるものではないが、私も万博公園を行き来している。吹田市としてそういう夢を育むことは個人的には賛成である。「第 4 章」の「第 4 節」の「計画」の 2 の「(1)文化施設の充実」の中の「芸術文化施設の整備などを検討します」との絡みで、今岡本太郎さんの作品について何か現時点でわかることがあれば、答えて頂きたいと思う。

(事務局)

少し事実関係が違うと思う。「吹田市にください」と立ち上げているのではなく、「あの壁画を展示する場所として万博公園が一番ふさわしいのではないか。太陽の塔と対になる作品として万博公園が一番ふさわしいのではないか」と言っているのである。とてもあれだけのスケールの壁画を吹田市が独自に美術館を建てて展示することは財政的にもできないことである。万博公園の中にそのようなことができないかということを知りたいところを声をかけている段階である。この総合計画の文言の中に個別具体的にそのことが念頭にあるということではない。

(I 委員)

よくわかった。私も岡本敏子さんの生前にちらっと話を聞いただけであるので、そのように聞かせて頂くと、どのような立場がよくわかった。国立国際美術館を壊さずに残しておけばよかつ

たと思う。偶然高さがぴったりだった。それを外して考えると「万博記念公園で対になった」という話は、個人的には本当にそうなのか疑問に思っている。今の世界遺産の話と非常に関係がある。太陽の塔は世界が一体として全ての人が争わずにあそこに白い顔、黄色い顔、黒い顔がある。内部に生命の木があり、生命とは本来的に一体のものだという宗教的にも全ての宗教に共通するようなコンセプトが織り込まれている。だからそのまわりで皆が平等に祭りを行ったことが重要な平和の象徴である。もうひとつ壁画そのものは実は原爆というもので打ちのめされても我々は打ちのめされない。戦って新たな生命の営みを行っていくという決意の絵画である。つまり被害者の絵画である。そのような意味ではコンセプトが万博記念公園と違うのである。もし吹田市が受け入れられることがあるとすれば、万博記念公園以外の場所に展示すべきではないかと思う。ここで言うべきだったかは別として少し意見を述べさせて頂く。

それからもうひとつ「第4章」の「第4節」の「計画」の2の「(2) 大学等との連携」の中に「民族学博物館」と明確に名前を入れて頂きたい。最近は循環器病センターの問題もあり、吹田市がそれだけ万博周辺を大切に思っているのだということを示して頂きたいと思う。

これは前にも意見したが焼却施設の問題である。「第5章」の「第3節」の「動向と課題」の2の「焼却施設の建替えが必要です」ということは決定しているので修正はしないということだった。それでは決定しているのであれば、「建替えが必要です」ではなく「建替えます」にして頂きたい。つまり「必要である」という価値判断を総合計画審議会としてして頂きたいということである。

(会長)

他に何か部門別計画の点で指摘はあるか。無いようであれば、先ほどから指摘頂いた点について、特に大きくはコミュニティセンター等に関わる問題、文化振興に関わる問題、最後I委員から指摘頂いた点、私もすべてについて十分なデータを持っているわけではないので、私と浜岡副会長の方でもう一度精査して、盛り込むべきものがあれば盛り込むような形にさせて頂きたいと思う。それでよろしいか。それではそのような形で私と浜岡副会長の方で事務局と協議させて頂く。この基本計画の部門別計画〔案〕については私の方から市長へ答申の形で出させて頂きたいと思う。

## 2 吹田市第3次総合計画基本計画(地域別計画)[案]について

(事務局)

(配付資料 資料 - 26 の説明)

(会長)

手元にある(資料 - 26)は、「第1章 総論」「第2章 すべての地域に共通する主な取組」「第3章 地域ごとの計画」となっている。このうち「第3章 地域ごとの計画」については、今後、地域ごとに個別の検討を深めていくわけである。ここについては、できれば部門別計画のときにも二つの部会をつくったので、この地域別計画の「第3章 地域ごとの計画」の詳細な検討にあたっては、誠に恐縮ではあるが、また二つの部会をつくり、おおむね3つずつの地域を担当して頂き、個別に深めて頂きたいと考えている。本日皆さんに検討して頂きたいものは、「第1章 総

論」並びに「第2章 すべての地域に共通する主な取組」という点についてである。地域ごとの計画として、今回目次にあるように、6つの地域・ブロックが現時点では想定されている。ただし「（仮称）千里ニュータウン・万博・阪大地域」については、「（その1）千里ニュータウンを中心とするエリア」と「（その2）万国博記念公園・大阪大学」を中心とするエリアの2つからなるという形であり、大きくは6つの地域・ブロックごとの計画をたてるという問題である。本日検討頂きたいものは第1章、第2章及び地域ごとに検討する際のブロックわけの問題である。これらについて何か意見があれば頂きたい。

（A委員）

「第1章 総論」の「第1節」「第2節」は特にないが、「第3節 計画の構成」であるが、地域を6つのブロックに区分するという点で、現在の7ブロックのニュータウンと万博・阪大地域をひとつにすることについては、私は問題ないと思う。どちらかと言えば、6ブロックありきでこのような構成をされているような気がする。この辺のところから、この際この6ブロックでよいのかどうか。私自身、山田・千里丘地域に住んでいるが、千里丘というところは急激に人口が増加している、吹田の中ではまれな地域である。亥の子谷コミュニティ協議会に携わっているが、千里丘の方にとっては亥の子谷コミュニティ協議会は非常に遠い存在である。はっきり言って山田・千里丘地域でも、山田地域と千里丘地域はブロック的に考えた場合、コミュニティ協議会に関わらず、わけてもしかるべきではないかと思う。2020年である15年先の人口予測がある。それを見た場合、千里丘などはJR以南地域や豊津・南吹田地域の倍の人口増加が予測されている。地域的には確かに多少狭いかもしれないが、人口構成の点から考えても独立させてもしまるべきブロックではないかと思う。逆にコミュニティ協議会にこだわるが、コミュニティ協議会は山田・千里丘を対象にしたセンターであるが、そこに五月が丘が加わる。五月が丘はよくわからないが、千里山・佐井寺地域の中において東佐井寺という形で独立した。昔から五月が丘としてなじんでいる。五月が丘は山田に近い性質を持ったまちなみであり、ニュータウンの中のニュータウンである。だから山田・千里丘地域にこだわると、現在の山田・千里丘地域を山田・東山田・西山田・青葉丘と千里丘にわけて頂き、山田の方に東佐井寺と言うか五月が丘を加えて頂く。五月が丘は千里丘や従来からの佐井寺とは多少まちなみが違うまちなみではないかと思う。そのような形で南の方はわからないが、北部地域に関しては抜本的にと言うか、今の6ブロック構成でよいのかどうか、この際総合計画として是非検討して頂きたいと思う。

（会長）

ただいまA委員から北部地域について、ブロックわけのあり方を抜本的に再検討する必要があるのではないかという意見が出ているが、この点について何か意見はあるか。

（J委員）

地域別計画の最後の（巻末資料）に、昭和61年のときの「地域整備の方向」というスタンスと今日とのブロックを変えた様子が書いている。まず、なぜこのようなわけ方に変えたのかという説明を頂かなければわからない。今A委員の指摘であれば、これでいうと五月が丘北、五月が丘西、五月が丘東、五月が丘南の4つのブロックを山田・千里丘地域に入れてはどうかということか。

( A 委員 )

山田・千里丘地域を2つにわけて頂ければ、私としては言うことはない。だから山田北から始まり山田東、山田西、それに五月が丘を加えたところと、東の青葉丘北、青葉丘から千里丘、長野に至るところを千里丘地域として頂きたい。

( J 委員 )

どこかで線が引かれるということか。

( A 委員 )

そうである。樫切山・山田南あたりが境になる。それをどちらに入れるかは決めていない。

( J 委員 )

これは所詮、資料の組み方の話である。千里山・佐井寺地区の皆さんと山田・千里丘地域の皆さんの協議が成立した場合、このような統計等は数週間かかるが、作り直せばすむ話であるので、線の引き方を変えればよい。作業的にはそんなに難しいことではないと思う。ただどのような趣旨かということである。我々外部の人間ではなく地域の方に協議して頂く必要があると思う。

( 事務局 )

( 配付資料 資料 - 26 巻末資料の説明 )

( J 委員 )

元々この種の地区の区切り方について、ひとつは歴史的に見て旧村や旧町などがあり、日本では江戸時代に既に形成されている地域を単位としてつくっていく仕方である。それが今日的には、今説明にあった自治連合会という形で残っている。もうひとつはニュータウンのときにつくられた近代的な都市計画であるが、鉄道や道路、広規格の広めの道路で区切られたブロックをひとつの地区としてつくる仕方である。これは小さな子どもが大きな道路を横切らなくても地域の中の公民館や小公園や学校に通えるという子どもを中心にスクールネイバーフッドをつくっていくための単位である。それに合わせて必要なコミュニティ施設を置くという仕方の2つの傾向がある。だから吹田市のような、ひとつは古い村、町で形成されているところではその伝統は大切にすべきである。もうひとつニュータウンを抱えているので、民間の開発に関わる場所があるところは、今言った鉄道や道路があればよいが、コミュニティの形成を図っていくということが我々の計画の柱にあるので、今の事務局の説明は全くその通りである。その論理に対して五月が丘の皆さんが山田・千里丘地域に入りたいということが明確になれば、山田・千里丘地域に入れてもよいと思う。問題は、五月が丘の当時者の皆さんの意見を聞く方法がないということである。山田・千里丘地域を2つにわけて考えることは、山田・千里丘という地域を検討する中で、2つにわけて考えるだけであり、それほど難しいことではない。

( K 委員 )

たまたま五月が丘に住んでいるので意見を言う。今のA委員の意見はよくわかる。確かに佐井寺とは地域的にかなり違う。山田西の1丁目に近いということは人口構成などでもよくわかる。

五月が丘という地域は先ほどもあったが、東佐井寺地区として区画整備をされたところである。元々は佐井寺である。中学校区は佐井寺校区であり、現在でもとてもつながっている。自治会の関係でも、やはり佐井寺から福祉関係などいろいろ教えてもらい別れたという経緯がある。現在でもどちらかと言えば自治会のつながりも佐井寺の方が強い。山田とはあまり連携という意味ではない。どうしても山田西1丁目のところで南千里岸部線という大きな道路が通っているという意味では、確かにこの地区割を見たときに、五月が丘は千里山・佐井寺地域と区切ったときには、どうしても端なのであまりスポットが当たらない地域である。住んでいる者も端にあるということと吹田の中に高低差がある関係でも、五月が丘の中でも中心がちょっと山になっているので、使っている駅が地区の中でも皆違うのである。そのような特色もあるので、言っていることはよくわかるし、そう言いたいところもあるが、地域を考えていくとまだ佐井寺とのつながりという点では、なかなか切れないところがあるのではないかと思う。

(L委員)

山田の住民である。この地域割りについては、昔の村でわけている。その形の中へ一部校区により変更したところもあるが、だいたい村でわかれているわけである。山田と千里丘と言うが、山一と山二という形で元々は山田村である。つながりは昔から強いのである。A委員の意見のように、コミュニティセンターがああ位置にできたということで五月が丘を誘い一緒に区域になったという経緯がある。これからブロック別に考えていく上において主に何を重視するのか。今コミュニティのこのことのみについて考えるのではなく、社会福祉から一般的なことまで考えるのであれば、今のままの方が私はつながりが強いのではないかという考えを持っている。

(F委員)

今、同時並行で福祉審議会の方で、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画について審議している。そこでも日常生活圏として、この6ブロックを元にして具体的な中身を考えることになっている。その辺の調整である。基本計画のブロック別と福祉審議会の地域の切り方が違ってくことは問題がある。その辺をこれから3月にかけて地域福祉計画についていくつか下部の計画が走っていくので、そこと地域の切り方を調整して整合性があるような形にして頂きたい。

(会長)

行政は皆さん方の意見にあるように、様々な積みも積もったものがある。これはA委員の意見を否定するのではなく、とりあえずはこのブロックわけでスタートして、議論を積み重ねて頂く。後ほど事務局から説明があるとは思いますが、市民説明会で意見を頂く機会もあるので、そのようなところで今現在のブロック案よりもより抜本的に見直した方がよいという意見が出る場合には、最終的にこの審議会として結論を出せばよいということである。ただこの場で特にA委員から指摘のあった山田・千里丘地域、また五月が丘をどうするかという問題について、結論を出すことは非常に困難である。とりあえずはブロックわけについては事務局から提案されている形でスタートし、個別に地域の問題をあたっていく中で、総合計画で2020年为目标年次となっているので、長期的視野のもとでもう少しブロックわけを考え直した方がよいのではないかということが明確になってくる場合には、この審議会において個別で議論して頂き、全体でもきちんとした議論をして判断していくということでしょうか。それでは様々な意見が出たということは、この審議会と

して議事録に残させて頂き、とりあえずは今現在提案のあったブロックわけでスタートして、個別の検討を加える中で改めるべき点が出てきた際には、この審議会として改める努力を惜しまないという方向性で物事を進めさせて頂きたいと思う。「第1章 総論」、「第2章 すべての地域に共通する主な取組」についても、今のところこのような形になっている。これについても個別地域の検討をするにあたり不都合が生じる場合には、やはり改めるべきは改める必要があると思う。これについて今のところ特段、異論や異議はあるか。異議がないようであるので、このような形でとりあえずは進めさせて頂きたいと思う。先ほど言ったように6つの大きな地域わけということであるので、3つずつの地域にわけて、第1部会、第2部会という形で種わけを行い、個別に検討を深めて頂きたいと思う。

(事務局)

(配付資料 部会所属希望調査票の説明)

(会長)

第1部会の部会長については恐縮であるが、浜岡副会長にお願いする。第2部会の部会長については宗田委員にお願いするという事で皆さん異議はあるか。それでは浜岡副会長、宗田委員よろしくお願いします。

(第1部会長)

よろしくお願いします。

(第2部会長)

「第3章 地域ごとの計画」であるが、昭和61年の段階では「地域整備の方向」という冊子をつくり、各地域にこのような施設を整備していくという話でよかったと思う。この今回の地域ごとの計画は、財政も非常に厳しいので、大約束はできない。だから、書くことがそれほどないということである。それで例えば8ページを見るとJR以南地区の基本方向と計画を枠内に書いてあるだけである。あとはデータがたくさん出てきて、我々は地域カルテと呼ぶがカルテは一応ある。だからカルテに基づき課題を抽出し、計画からできることをここに書いている。ところが、これが基本方向なのかと言えば、このJR以南地域は将来どのようなまちになるのかという議論が抜けていると思う。どちらの方向に行くのか。今回地域ごとの計画をたてる上では、この8ページや各地区ごとに出てくる文言をひとつひとつ修正していく作業をしてもあまり意味がないと思う。具体的に地域代表の委員の方と、このまちは10年後20年後あるいは50年後にこのように発展していくということを議論するような部会になればよいと思う。それぞれ地区ごとに歴史や現状が違うので、将来というものはある程度決まっているようなものであるが、それでもそれぞれ皆さんと一緒に夢を描きながら、吹田というまちはひとつひとつのテッセラだと思う。ひとつひとつ綺麗な陶片が合わさりモザイクになると思う。そのような意味で一枚一枚のテッセラが綺麗に夢見ていくという作業をすべきかと思う。

(B委員)

できれば今各地区でいろいろなユニーク組織、団体がある。そのような組織がわかっていると

ころで結構であるので、ここではこのようなものがあり、このような活動があるというリストがあれば便利かと思う。

(会長)

その通りである。それについてもお願いする。

本日は暑い中の出席、熱心な議論をありがとうございました。

以 上